

2 委員会の活動実績

2-1 告発事件一覧表

1 告発件数一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月～ 5年6月	5年7月～ 6年6月	6年7月～ 7年6月	7年7月～ 8年6月	8年7月～ 9年6月
告 発 件 数	1	1	3	1	5

2 告発事件の概要一覧表

事件	告発年月日	関係条文	告発事実の概要	検察庁の処分	備 考
1	5.5.21	旧証取法第125条第1項、第2項 同法第27条の23第1項等	① 被告発人A及びBは、共謀の上、仮装売買を行うとともに、日本ユニシス株式会社の株価を大幅に引き上げる相場操縦を行った。 ② 被告発人Aは、上記売買取引の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。	①につき平成5年8月16日東京地裁に起訴	6.10.3 東京地裁 A 懲役2年6月 (執行猶予4年) B 懲役2年 (執行猶予3年) (いずれも確定)
2	6.5.17	旧証取法第197条第1項第1号の2 同法第207条第1項等	被告発人B及びCは、共謀の上、被告発会社Aの業務に関し、架空売上の計上等により、有価証券報告書に虚偽の記載をした貸借対照表等を掲載し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。	B及びCにつき平成6年6月13日東京地裁に起訴	公判係属中

3	6.10.14	証取法第166条第1項、第2項、第3項等	日本商事株式会社の業務等に関する重要事実を知った同社管理職社員を含む被告発人32名は、当該重要事実が公表される前に、同社の株式の売り付け（内部者取引）を行った。	25名（告発を受けていない者1名を含む）につき平成6年12月20日大阪地裁等に起訴	6.12.20 大阪簡裁 24名 罰金 20～50万円 (いずれも確定) 8.5.24 大阪地裁 1名 罰金30万円 (大阪高裁に控訴)
4	7.2.10	証取法第166条第1項、第2項 同法第207条第1項等	新日本国土工業株式会社の業務等に関する重要事実を知った同社の契約締結者である被告発会社A社の役職員B及びC並びに被告発会社D社の代表取締役Eは、当該重要事実が公表される前に、A社及びD社が所有する新日本国土工業株式会社の株式の売り付け（内部者取引）を行った。	平成7年3月24日東京簡裁に起訴	7.3.24 東京簡裁 罰金 A社 50万円 B 50万円 C 20万円 D社 30万円 E 30万円 (いずれも確定)
5	7.6.23	証取法第158条等	テーエスデー株式会社の代表取締役である被告発人Aは、同社の株式の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表し、もって、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって風説を流布した。	平成7年7月26日東京地裁に起訴	8.3.22 東京地裁 A 懲役1年4月 (執行猶予3年) (確定)
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項、第2項等 同法第207条第1項等	A証券会社は、有価証券の売買について生じた顧客の損失を補てんし、又は利益に追加するため、自己勘定で行った株式売買取引を顧客からの委託注文を受けて行った株式売買取引に仮装し付け替えることにより、当該顧客に対し財産上の利益を提供した。 一部顧客については、自己がした要求により、財産上の利益を受けた。	平成8年2月14日東京地裁等に起訴	8.2.19 東京簡裁 罰金 C 50万円 D 50万円 E 40万円 F 30万円 8.12.24 東京地裁 A社 罰金1,500万円 B 懲役6月 (執行猶予2年) (いずれも確定)

7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項等	日本織物加工株式会社の業務に関する重要事実を知った被告発人Aは、当該重要事実の公表前に、知人の女性名義等で同社株式の買い付け（内部者取引）を行った。	平成7年8月19日東京地裁に起訴	9.7.28 東京地裁 A 懲役6月 （執行猶予3年） 追徴金 26,216,295円 9.8.7 東京高裁に控訴
8	9.1.17	証取法第158条等	被告発人Aは、有価証券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、自ら監修する雑誌「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄を通じて風説を流布した。	平成9年1月24日東京簡裁に起訴	9.1.30 東京簡裁 罰金 50万円 （確定）
9	9.4.8	証取法第166条第1項、第3項 同法207条第1項等	株式会社鈴丹の業務等に関する重要事実を知った同社の代表取締役会長である被告発人Aらは、当該重要事実の公表前に同社株式の売り付け（内部者取引）を行った。	平成9年5月1日名古屋地裁等に起訴（告発を受けていない者1名を含む）	9.5.1 名古屋簡裁 B 罰金50万円 C " D " E社 " ほか1名 " （いずれも確定） Aにつき 公判係属中
10	9.4.25	証取法第166条第1項、第3項等	株式会社シントムの業務に関する重要事実を知った被告発人Aは、当該重要事実の公表前に自らが代表取締役を務める被告発会社B社ほか2社の業務に関して、シントム株式を買い付ける（内部者取引）などした。	平成9年5月21日東京簡裁に起訴	9.5.27 東京簡裁 A 罰金30万円 B社 " ほか2社 罰金30万円 （いずれも確定）
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項等 同法207条第1項等	A証券会社は、有価証券等の売買について生じた顧客の損失を補てんするため、役員等の関与により、自己の勘定で行った株式の売買取引を当該顧客から委託を受けて行った売買取引であるかのように仮装し付け替えるなどして、当該顧客に対し財産上の利益を提供した。	被告発法人及び被告発人2名につき平成9年6月4日東京地裁に起訴	公判係属中

2-2 勧告実施状況一覧表

1 勧告実施件数一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月 ～ 5年6月	5年7月 ～ 6年6月	6年7月 ～ 7年6月	7年7月 ～ 8年6月	8年7月 ～ 9年6月
勧 告 件 数	2	13	5	10	11
検査結果に基づく勧告	2	12	5	9	11
委員会の行った検査 に基づく勧告	1	7	0	2	1
財務局等の行った検査 に基づく勧告	1	5	5	7	10
犯則事件の調査に基づく 勧告	0	1	0	1	0

2 勧告事案の概要一覧表

(平成4年7月～5年6月)

一連 番号	勧告実施 年 月 日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	4.12.22 (検査)	(1) 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧〕 〔健全性省令第1条第2号違反〕 証券会社の取締役第一事業法人部長は、複数の顧客が保有する有価証券の含み損を表面化させないため、平成元年8月から2年10月にかけて、会社は無断で、顧客が時価を大幅に上回る価格により他の顧客と有価証券の直取引を行うことの仲介(いわゆる「飛ばし取引」)を行った。同社は、上記の行為を2年10月に把握したが、会社の判断でその後も、一部の取引について、上記と同様の行為を行った。	会社に対する処分 支店第一事業法人部及び第二事業法人部の業務停止(1週間) 外務員に対する処分 登録取消

		(2) 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧〕 〔健全性省令第1条第3号違反〕 上記証券会社は、自社発行の転換社債の価格の下落に伴い、含み損を抱えることとなった一部の顧客からの苦情に対して、一定の利益を提供せざるを得ないと判断した。 そこで、同証券会社は、当該転換社債の価格を上昇させるため、あらかじめ他の顧客に当該転換社債の売買を発注するよう依頼した上で、平成2年4月、当該顧客の売買注文により実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら、当該顧客の売買注文を受託、執行した。 なお、これらの行為には、役職員3人が関与していた。	会社に対する処分 転換社債ワラント部の転換社債に係る自己売買業務の停止（4週間） 外務員に対する処分 登録取消
2	5.6.18 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の本店法人部次長は、平成4年7月から9月までの間、含み損を抱える複数の顧客からの株式の信用取引の受託に際し、売買の別及び銘柄については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、数及び価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき、自らの判断で取引を行った。	外務員に対する処分 職務停止（2週間）
合 計（検査 2件） 2 件（調査 一件）			

(平成5年7月～6年6月)

一連 番号	勧告実施 年 月 日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	5. 8. 4 (検査)	○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の 売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第5号及び証取法第50 条第1項第6号に基づく健全性省令第2 条第5号違反〕 証券会社の支店営業部第二課営業員は、自らの 利益を追求するため、昭和63年5月から平成 4年3月までの間、特定顧客の口座を使用して、 自己の計算に基づく信用取引による株式の売買 (売買回数約200回、売買株数約40万株)を行っ た。	外務員に対する処分 職務停止(3週間)
2	5. 8. 18 (検査)	○ 特別の利益を提供することを約して勧誘す る行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第2号及び証取法第50 条第1項第6号に基づく健全性省令第2 条第2号違反〕 証券会社の取締役第一法人部長ほか4人は、 複数の顧客から含み損の発生について責任を追 求されたため、平成元年8月から3年5月まで の間及び2年7月から3年10月までの間、会社 に無断で顧客が時価を大幅に上回る価格により 他の顧客と有価証券の直取引を行うことの仲介 (いわゆる「飛ばし取引」)を行った。 同社は、上記の行為を3年5月及び3年10月 に把握したが、会社の判断でその後も、3年6 月から4年9月にかけて、上記と同様の行為を 行った。	会社に対する処分 支店第一事業法人 部及び第二事業法 人部の業務停止 (10日間) 外務員に対する処分 登録取消

3	5.9.3 (調査)	○ 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買等の受託をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第3号違反〕 証券会社11社の支店長、歩合外務員など13人は、委員会が告発した日本ユニシス株式会社株式の相場操縦事件に関し、犯則嫌疑者が、株価の引上げを図っていることを知りながら、平成2年9月から3年5月までの間、当該売買注文の受託、執行を行った。 なお、上記のうち3社については、会社としての違法行為が認められた。	会社に対する処分 3社の支店等の株式売買に係る受託業務の停止(5日間, 3日間, 2日間) 外務員に対する処分 登録取消, 職務停止(6か月間, 3か月間, 1か月間)
4	5.10.4 (検査)	○ 外務員の職務に関する著しく不適当な行為 〔外務員の、名義貸し、仮名取引の受託等を含む不適切な行為が証取法第64条の3第1項第2号の「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当。〕 証券会社の支店相談部歩合外務員は、平成元年11月から2年12月までの間、複数の顧客の株式の売買について、自己の友人等の名義及び住所を積極的に使用させ、多数回にわたって売買注文の受託、執行を行った。	外務員に対する処分 職務停止(1か月間)
5	5.12.21 (検査)	(1) 作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第3号違反〕 証券会社は、平成3年3月、大口客で今後一層の取引の拡大が見込まれる特定法人の有価証券取引において発生した損失の一部を補てんするため、トピックスオプション取引において、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき、自己勘定による対当売買を行い、この結果、形成された相場による取引を通じ、当該顧客に対し利益を供与した。	会社に対する処分 本店株式部の自己勘定による株価指数オプション取引業務の停止(20日間)

		(2) 有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第3号違反〕 上記証券会社の支店長ほか1人は、同支店の成績向上を図るため、平成元年2月から2年2月までの間、投資信託の販売に際し、一部の顧客に対して、投資元本を保証して勧誘を行った。	外務員に対する処分 職務停止(2週間、1週間)
6	6.2.8 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の本店株式部長ほか1人は、平成4年1月から5年7月までの間、上司より紹介された特定顧客の株式の売買取引に関し、売買の別、銘柄及び数については個別の取引ごとに事前に顧客の同意を得るものの、価格については一任を受けることを内容とする契約を締結して取引を行った。	外務員に対する処分 職務停止(3週間、2週間)
7	6.3.11 (検査)	(1) 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第2号違反〕 証券会社の取締役副社長ほか10人は、複数の顧客から含み損の発生について責任を追求されたため、昭和61年10月から平成2年5月にかけて、会社に無断で、顧客が時価を大幅に上回る価格により他の顧客と有価証券の直取引を行うことの仲介(いわゆる「飛ばし取引」)を行った。 同社は、上記の行為を2年5月に把握したが、会社の判断でその後も、2年5月から3年5月にかけて、一部の取引について、上記と同様の行為を行った。	会社に対する処分 本店事業法人部の業務停止(10日間) 外務員に対する処分 登録取消、職務停止(6か月間、3か月間)

	(2) 有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第3号違反〕 ① 上記証券会社は、昭和60年8月から平成3年9月にかけて、複数の顧客との有価証券取引に際し、当該顧客に対し、有価証券の取引につき元本保証を行う旨の覚書の差し入れを行った。なお、これらの行為には、第五事業法人部長ほか8人が関与していた。 (注) 上記(1)と、役職員8人が重複している。	
	② 上記証券会社の支店営業課課長代理は、株式手数料の確保を目的として、元年11月、特定顧客との株式の売買取引に際し、当該顧客に対し、取引により生じる損失について別途の方法により取り戻すことを約束して勧誘を行った。	外務員に対する処分 職務停止(2週間)
	(3) 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号違反〕 上記証券会社の支店営業課長は、遊興費を捻出する等のため、平成3年5月から5年5月までの間において、複数の顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買(売買回数約200回、売買株数約30万株)を行った。	外務員に対する処分 職務停止(3週間)

8	6.4.26 (検査)	○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の 売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第5号及び証取法第50 条第1項第6号に基づく健全性省令第2 条第5号違反〕 証券会社の支店投資営業部歩合外務員は、投 機的利益の追求及び手数料実績の向上を図るた め、昭和63年3月から平成5年10月までの間に おいて、自己の実子名義の口座を使用して、自己 の計算に基づく信用取引等による株式の売買(売 買回数約400回、売買株数約160万株)を行った。	外務員に対する処分 職務停止(1か月 間)
9	6.4.26 (検査)	○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の 売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第5号及び証取法第50 条第1項第6号に基づく健全性省令第2 条第5号違反〕 証券会社の常務取締役は、投機的利益の追求 及び会社の営業成績の向上を図るため、昭和59 年9月から平成6年1月までの間、自己の友人 名義の口座を使用して、自己の計算に基づく信 用取引等による株式の売買(売買回数約2,000 回、売買株数約210万株)を行った。	外務員に対する処分 職務停止(2か月 間)
10	6.4.26 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の本店第二営業部歩合外務員は、平 成4年1月から5年5月までの間、特定顧客の 転勤に伴う取引量の減少を懸念して、当該顧客 との株式の売買取引の受託に際し、売買の別、 銘柄、数及び価格について、個別の取引ごとの 同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約 を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの 判断で取引を行った。	外務員に対する処分 職務停止(1か月 間)

11	6.6.7 (検査)	(1) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の支店長ほか2人は、平成4年3月、上司より紹介された特定顧客の株式等の売買取引の受託につき、単一口座では取引ロットが大きくなり目立つことから、複数の仮名口座を使用し、銘柄、数及び価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結し、5年2月までの間、取引を行った。 (2) 有価証券の売買に関し虚偽の表示をする行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第1号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第1号違反〕 上記証券会社の支店営業課長は、平成3年5月及び4年3月、上記取引一任勘定取引の契約を締結する際、当該取引における運用成績が著しく悪化していたため、当該顧客に対し、事実と相違する運用状況メモを示して虚偽の報告を行い、もって有価証券の時価等に関し虚偽の表示をした。 (3) 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号違反〕 上記証券会社の本店営業部営業主任は、投機的利益の追求及び営業成績の向上を図るため、昭和61年12月から平成4年5月までの間において、特定顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式やワラント等の売買（株式：売買回数約200回、売買株数約30万株、ワラント：売買回数約20回、売買数量約300枚）を行った。	外務員に対する処分 登録取消，職務停止（1か月間，3週間） 外務員に対する処分 職務停止（3週間）
----	---------------	--	---

12	6.6.17 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の支店営業員は、特定顧客の勤務の都合により取引の連絡が取りにくくなったため、平成4年8月から5年2月までの間、当該顧客との株価指数オプション取引の受託に際し、顧客から取引の総額の指示を受け、オプションを付与する立場の当事者となるか、または、取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額について、顧客に個別の取引ごとの同意を得ないで取引をすることができる旨の契約を締結し、取引を行った。	外務員に対する処分 職務停止(3週間)
13	6.6.21 (検査)	(1) 有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた損失を負担することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社3支店の営業員3人は、それぞれ営業成績を上げるため、平成元年9月から3年5月までの間において、特定顧客との投資信託等の取引に際し、当該顧客に対し、取引により損失が生じた場合には、その損失の全部を負担することを約束して勧誘を行った。 (2) 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧〕 〔健全性省令第1条第2号違反〕 上記証券会社の支店営業員は、営業成績を上げるため、平成2年7月から3年6月にかけて、複数の顧客との投資信託の取引に際し、当該顧客に対し、当該顧客が保有していた投資信託を時価を上回る価格で買い取ることを約束して勧誘を行った。	外務員に対する処分 登録取消、職務停止(1か月間)
合 計〔検査 12件〕 13 件〔調査 1件〕			

(平成 6 年 7 月～ 7 年 6 月)

一連 番号	勧告実施 年 月 日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	6. 9. 19 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の本店営業部歩合外務員は、平成4年1月から6年3月までの間、自己の手数料収入の増加を目的として、複数の顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、また、他の複数の顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数については顧客の同意を得るものの、価格について顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、それぞれ当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。	外務員に対する処分 職務停止（3か月間）
2	6. 10. 14 (検査)	○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の 売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第5号及び証取法第50 条第1項第6号に基づく健全性省令第2 条第5号違反〕 証券会社の営業所営業課歩合外務員は、平成2年11月から6年5月までの間、利益の追求及び営業成績の向上を図るため、義父名義の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引等による株式の売買(売戻回数約330回、売戻株数約90万株)を行った。	外務員に対する処分 職務停止（1か月間）

3	6.10.14 (検査)	○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の 売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第5号及び証取法第50 条第1項第6号に基づく健全性省令第2 条第5号違反〕 証券会社の本店資産相談部歩合外務員は、昭和56年10月から平成6年6月までの間において、投機的利益の追求及び手数料の実績作りを図るため、義弟名義の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引等により株式の売買（売買回数約850回、売買株数約880万株）を行った。	外務員に対する処分 職務停止（1か月間）
4	6.10.14 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の支店歩合外務員は、平成4年11月から6年6月までの間、旧知であった特定顧客より投資経験等が浅いことから取引の相談を受け、当該顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格について、個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。	外務員に対する処分 職務停止（1か月間）
5	6.10.28 (検査)	(1) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の本店営業部長は、平成4年3月から6年3月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、当該顧客の勤務の都合により取引の連絡が取りにくいことから、売買の別及び銘柄については個別の取引ごとの同意を得ているものの、数及び価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、それぞれ当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。	外務員に対する処分 職務停止（1か月間）

	(2) 投機的利益の追求を目的とした有価証券の 売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第5号及び証取法第50 条第1項第6号に基づく健全性省令第2 条第5号違反〕 上記証券会社の常務取締役は、平成3年2月 から6年3月までの間、自己の資産運用を図る ため、友人名義の口座を使用して、自己の計算 に基づく信用取引等による株式の売買及び株価 指数先物取引(株式：売買回数約250回、売買株 数約450万株、株価指数先物取引：売買回数約10 回、売買数量約100枚)を行った。	外務員に対する処分 職務停止(2か月 間)
合 計 5 件	〔 検 査 5 件 調 査 一 件 〕	

(平成7年7月～8年6月)

一連 番号	勧告実施 年 月 日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	7.9.1 (検査)	○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の 売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧 健全性省令第1条第5号及び証取法第50 条第1項第6号に基づく健全性省令第2 条第5号違反〕 証券会社の本店営業部歩合外務員は、平成3 年7月から7年4月までの間、株式相場の低迷 から大口顧客が取引を中止したこと等に伴う自 分の手数料収入の減少を補うため、信用取引口 座の開設を顧客に依頼し、自ら同口座を使用し て、自己の計算に基づく信用取引等による株式 の売買(売買回数約500回、売買株数約400万株) を行った。	外務員に対する処分 職務停止(2か月 間)
2	7.9.12 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の常務取締役商品本部長は、平成4 年1月から6年2月までの間、顧客の勤務の都 合により取引の連絡が取りにくくなったため、 信用取引を含む株式の売買取引の受託に際し、 売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部に ついて、顧客の個別の取引ごとの同意を得ない で取引を受託、執行する旨の契約を締結し、当 該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引 (売買回数約700回、売買株数約200万株)を行っ た。	外務員に対する処分 職務停止(3か月 間)

		○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の常務取締役は、平成5年2月から6年6月までの間、顧客の勤務の都合により取引の連絡が取りにくくなったため、信用取引を含む株式の売買取引の受託に際し、売買の別、銘柄、数及び価格の全て又は一部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引（売買回数約150回、売買株数約70万株）を行った。	外務員に対する処分 職務停止（2週間）
3	7.10.17 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の支店営業員は、平成5年3月から7年4月までの間、顧客の勤務の都合により取引の連絡が取りにくくなったため、顧客の株式の売買取引の受託に際し、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の同意を得るものの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引（売買回数約500回、売買株数約90万株）を行った。	外務員に対する処分 職務停止（1か月間）
4	7.10.27 (検査)	○ 元引受証券会社による安定操作期間内の自己の計算による買付け 〔外証法第21条第4項で準用する証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第6号イ違反〕 証券会社は、平成元年5月から7年2月までの間、有価証券の募集又は売出しに係る元引受契約の対象となった複数銘柄の株券及び転換社債券の安定操作期間内において、法令で認められている「安定操作取引」及び「注文の過誤訂正等のための取引」のいずれにも該当しない自己の計算による買付けを38銘柄、99件について行った。	会社に対する処分 支店裁定取引部の株式に係る自己売買業務の停止（2日間）

5	7.11.10 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 (証取法第50条第1項第3号違反) 証券会社の取締役支店長は、平成4年1月から7年2月までの間、顧客の利益拡大と自己の営業成績を挙げることを目的に、顧客の信用取引を含む株式や債券の売買取引の受託に際し、売買の別、銘柄、数及び価格の全てについて、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引(売買回数約800回、売買株数約200万株)を行った。	外務員に対する処分 職務停止(4か月間)
6	8.2.6 (検査)	○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 (証取法第50条第1項第3号違反) 証券会社の支店営業部次長は、平成5年3月から7年1月までの間、顧客の勤務の都合により取引の連絡が取りにくいことから、顧客の信用取引の受託に際し、売買の別及び銘柄については顧客の個別の同意を得るものの、数及び価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引(売買回数約450回、売買株数約270万株)を行った。	外務員に対する処分 職務停止(1か月間)
7	8.3.1 (調査)	○ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為 (証取法第50条の3第1項第3号(平成4年法律第87号が5年4月1日から施行されるまでは改正前の第50条の2第1項第3号)違反) 証券会社は、当時の代表取締役社長ほか13人の関与により、平成4年5月から平成6年11月にかけて、有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、同社がその自己勘定で行った株式売買取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式売買取引であるかのように仮装し当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、財産上の利益を提供した。	会社に対する処分 ・株券に係る自己 売買業務の停止 (8週間) ・支店の株券の 売買に係る受託業 務の停止(8週間) ・支店の株券の 売買に係る受託業

		○ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 〔証取法第50条第1項第3号違反〕 証券会社の常務取締役は、複数の顧客の株式の売買取引等の受託につき、平成4年8月から6年10月までの間及び平成4年4月から6年11月までの間、売買の別、銘柄、数及び価格の全てについて、それぞれ顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、それぞれ当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。	務の停止(2週間) ・3支店、本店営業部及び事業法人部の株券の売買に係る受託業務の停止(1週間) 外務員に対する処分 登録取消、職務停止(6か月間)
8	8.4.19 (検査)	○ 作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引等の受託をする行為 〔証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第3号違反〕 証券会社の本店法人部課長は、特定顧客の意図が、特定の銘柄の株式について成行及び高指値注文の発注による買付けの方法により、当該株式の価格を一定価格まで引き上げ、第三者との間において当該一定価格で当該株式の売買を成立させることにあり、当該株価の引上げ行為により実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら、一連の売買注文を受託、執行した。	外務員に対する処分 職務停止(2週間)
9	8.6.11 (検査)	○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号違反〕 証券会社の支店長代理は、平成6年1月から8年1月までの間、自分の営業成績の向上を図るとともに自己の利益を追求するため、友人の口座を使用し、自己の計算に基づく信用取引等による株式の売買(売買回数約150回、売買株数約20万株)などを行った。	外務員に対する処分 職務停止(2週間)

10	8.6.21 (検査)	○ 向い呑み及び呑行為 〔証取法第47条及び同法第129条第1項違反〕 証券会社は、平成6年6月から7年7月にかけて、手違いにより注文株数以上の約定が成立した複数銘柄について社内規則で定められた売買手違い処理を行わず、手違いが発生した当日中に他の顧客に当該銘柄の売買取引を勧誘し、勧誘に応じた顧客からの複数の上場株券の委託注文を有価証券市場に発注することなく自己が直接に顧客の相手方となり、また特定銘柄の非上場株券の委託注文について自己が直接に顧客の相手方となり、当初から委託注文があり、約定していたものとして処理していた。	会社に対する処分 支店の業務のうち、株券の売買に係る受託業務の停止（1日間）
		○ 断定的判断を提供して勧誘する行為 〔証取法第50条第1項第1号違反〕 証券会社の歩合外務員は、信用取引の損失が増加し、取引の中止を申し出ていた大口顧客に対して、取引を中止されては自分の手数料収入に影響が出るため、平成3年9月から11月にかけて「絶対に上昇します。」などと断定的判断を提供し買付け勧誘を行った。	外務員に対する処分 職務停止（2週間）
合計〔検査 9件〕 10 件〔調査 1件〕			